



社労士のつぶやき 64 年金を考える

ある日、若い社労士と話す機会がありました。その方は年金相談の窓口を担当しており、かなり対応が難しい相談も数多くあって「何と言っても難しいのは『旧法』ですね。本当にさっぱり分からないのですよ」と話していました。いささか専門的な話になりますが、年金の旧法とは1986年3月31日までの制度で、平たく言えばそれまでに年金を受け取った方に適用された年金制度のことです。33年以上も前？と思ってしまうのですが、当時女性は55歳で受給できていたし、さらに若くして旧法時代に遺族年金を受給していた方もいらっしゃるのです。今も受給されている人がいるのです。その先生は若いため1986年4月に厚生年金と国民年金が一本化されてからの新制度しか受験勉強していません。かく言う私も2000年代の受験生ですので、旧法はあまり学んでいません。しかし私は1990年代前半に就いた仕事で年金を取り扱っていたため、旧法について若干知っていたのです。何しろその頃は「旧法」で年金を受給していた人が圧倒的に多かった時代でしたから。

年金とは、当たり前のことですが「保険」です。保険は保険料を多く掛ければかけるほど多く貰える仕組みです。例えば生命保険を2つ掛けて死亡したら原則として2つの保険会社から保険金が支払われます。旧法は「保険」らしい年金制度でした。具体的には、年金を受給している夫が亡くなった場合、妻に遺族年金が支給されますが、仮にその妻が10年ほど働いて会社で年金をかけていたれば、妻の分である厚生年金（当時は通算老齢年金と言っていました）も受給できます。つまり、一人で2つの年金を貰えるのです。これは「夫婦で2つ掛けていたのだから、2つとも貰える」という、実にシンプルな「保険」の考え方です。しかし1986年4月1日以降、「一人一年金」の名の下、妻本人の年金は貰えなくなったのです。「私の掛けてた分はどうなの！」とよく詰め寄られていたものです。私は「おかしいやんか！」と社会保険事務所（当時）によく抗議の電話を掛けていたのですが、担当者の回答は決まって『貰えない』ではありません、支給停止です』でした。つまり、遺族年金だけを支給しますが、もし別の方と再婚すればそれがストップし、本人の厚生老齢年金が復活する、と説明するのです。

掛けた分だけ貰えるはずの年金保険制度が大きく歪められ、分かりにくくなったのが新制度でした。あれから30年以上が経ち、制度は庶民にとってますます後退し、逆に負担は重くなっているのです。

社労士事務所アジュール 高 龍弘

燃料カードの価格表【2019年8月分】

AMSカード ※共通利用可能

油種	ENEOS・Shell・COSMO
レギュラー	134円
ハイオク	144円
軽油	116円

【価格は税抜】

ENEOSビジネスカード

油種	ENEOS
レギュラー	136.5円
ハイオク	146.5円
軽油	114.5円

【価格は税抜】

全国共通・燃料カード ※カードはメーカーごとに発行

油種	出光・ENEOS・COSMO	宇佐美	鈴与 (ENEOSウイング)
レギュラー	132.3~134.3円	132.3~134.3円	133.4~135.4円
ハイオク	142.3~144.3円	142.3~144.3円	143.3~145.3円
軽油	115.1~117.1円	115.1~117.1円	117.9~119.9円

【価格は税抜】